

佐世保市賃貸住宅入居支援助成金のご案内

子育て世帯に
該当しない県外
移住者の方にも
賃貸住宅家賃の一部
を支援します！

佐世保市にU I ターンするけど、
生活に慣れるまで、賃貸住宅
家賃が負担になるなあ

そのような時には、賃貸住宅入
居支援助成金を利用しよう！



事業の目的

佐世保市への移住を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、佐世保市に移住し、市内の賃貸住宅に居住した方に対して、佐世保市賃貸住宅入居支援助成金を交付します。

※賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいいます。ただし、次のものを除きます。

- ア 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- イ 借主（契約者）が、会社名義等の本人以外の住宅
- ウ 3親等以内の親族が所有する住宅

助成額

賃貸住宅助成金は、1世帯につき1回限り交付され、佐世保市へ引越を行う前に事前申請が必要です。

○賃貸住宅助成金

実質家賃負担額 1 / 2 相当額の 2 カ月相当額

限度額 50,000円 / 世帯

※離島移住の場合は、実質家賃負担額 2 / 3 相当額

の 3 カ月相当額 限度額 70,000円 / 世帯

※佐世保市の離島は宇久島、寺島、黒島又は高島の各離島です。

※実質家賃負担額とは、賃借料の月額から住宅手当・共益費・駐車場使用料等を除いた実質の家賃額をいいます。

助成対象者

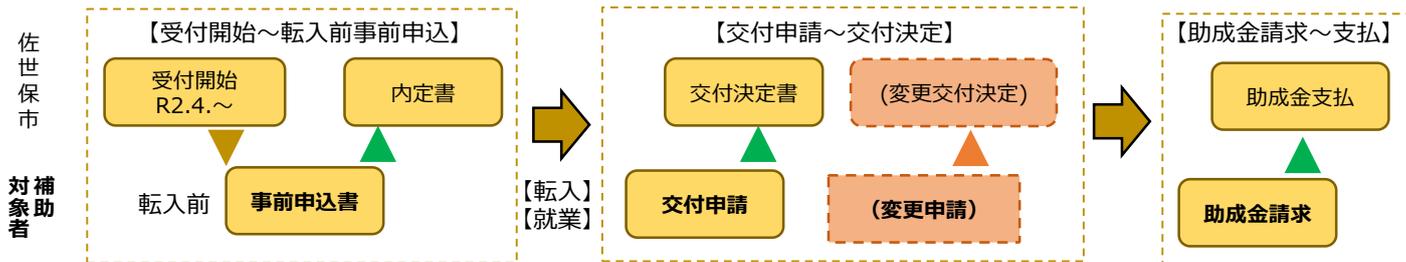
助成金の交付対象者は、次のいずれにも該当する方です。

- ①長崎県外に1年以上居住し、佐世保市内に移住した者であること。
- ②佐世保市内の賃貸住宅に契約を締結し入居していること。
- ③佐世保市への転入後、5年間定住すること。
- ④生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑤市長、副市長、教育長又は佐世保市職員定数条例に定める定数内の職員ではないこと。
- ⑥市町村税を滞納していないこと。
- ⑦暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ⑧転入後、町内会に加入していること。

※ その他、要件がございます。
お気軽にお尋ねください



申請から補助金支払までの流れ



※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

【お問い合わせ】

佐世保市 企画部 させぼ移住サポートプラザ

TEL : 0956-25-9251 FAX : 0956-25-3311

E-Mail : uji-turn@city.sasebo.lg.jp

